

■【トピックス】
祝！第100号



遂に、このニュースレターも第100号になりました。これまで1回も休まずに発行し続けてこられたのは、読者の皆様のお蔭です。いつもニュースレターを楽しみにされている読者の皆様の存在がモチベーションになりました。

継続は力なりで続けることで見てくるものもあります。これからも、読者の皆様のお役に立つ情報を分かりやすく提供していこうと思いますのでよろしく願います。

■【ビジネス・アイ】
出国税！

- 社長 「7月からお金持ちが海外へ移住すると税金が掛かるみたいだね」
花野 「そうです。富裕層の課税逃れを防止する観点から、富裕層の有する金融資産へ出国時に課税する制度が創出されました。俗に出国税と呼ばれていますね」
社長 「そうなんだ。でもどうして富裕層が海外に移住すると課税逃れになるの？」
花野 「たとえばですね、資産のほとんどを株式で運用しているような資産家がいるとします。国内で売却すると売却益に 20.315%の税金が課税されます。しかし、シンガポールとかでは課税されないので移住してから売却するという方法が取られるわけです」
社長 「そうなんだ。だから英語ができるお金持ちは海外に移住していたんだね」
花野 「そうなんですよ。このような富裕層のキャピタルフライトを防止するための一つの制度が出国税なんですよ」
社長 「一つの制度ということは、これ以外にもあるということ？」
花野 「はい、これ以外にも国外に5千万円超の財産がある人は、すでに平成26年から国外財産調書の提出が義務付けられています」
社長 「マイナンバー制度といい、国民の資産がどんどん国に把握されていくね」
花野 「その先の課税がどうなるかですね」

■【今月のキーワード】
出国税（EXIT TAX）

所有する有価証券等又は未決済ディバティブ取引等に係る金額の合計が1億円以上の者で、かつ出国前10年以内に居住者である期間の合計が5年超である者が出国時に課される所得税です。これらのものを有する者は、出国時に所有する有価証券等又はディバティブ取引等を決済したものととして事業所得、譲渡所得ないし雑所得として申告納税します。

なお、出国から5年以内に帰国した場合には、課税を取り消すことができます。また、納税の猶予制度があります。

■【今月の1冊】
『ハッピートークトレーニング』

池崎 晴美 著
すばる舎 ¥1400

日ごろの口ぐせがあなたの人生を規定しているかもしれません。話し方を変えるだけで世界は変わるかもしれないと思わせてくれる本です。

ハッピートークと銘打って行われているセミナーを、まさに実況中継した1冊です。コーチングのメソッドを取り入れたノウハウは多くの企業で受け入れられています。それと、著者は、実は僕の中学校のクラスメートです（笑）。



■【編集後記】

今年も夏が近づいてきました。お盆休みは恒例になっている石垣島でのスキューバダイビングへ行きます。お盆の時期の航空券は予約を取るのが難しいですね。でも今年もなんとか予約を取ることができましたのでリフレッシュしてきます。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.100（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2015.7.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>